

# EU貿易協定における ジェンダー平等 欧州議会決議 P8\_TA(2018)0066

ビジネスと人権科研プロジェクト 第3回研究会

2022年3月5日

神奈川大学 近江美保

# 「ジェンダーと貿易」をめぐる議論（1）

何をするのか？

- 貿易における「ジェンダー主流化」として
  - 「ジェンダー主流化」：立法、政策、プログラムを含むすべての分野・レベルにおいて、それらの女性と男性にとっての意味を評価するプロセス。最終的な目的はジェンダー平等の達成。（ECOSOC合意結論1997/2）
- 貿易協定によるジェンダー影響を測る
  - データ収集・分析枠組の作成（UNCTAD）
- 貿易に女性が参加する際の障壁を排除する（WTO）
  - 貿易に参加する女性が少ないという認識 ～自由貿易の利益を配分
  - 目的は貿易活動の活発化、自由貿易の推進 ～貿易は経済発展に不可欠

# 「ジェンダーと貿易」をめぐる議論 (2)

- 貿易における「ジェンダー平等の達成」とは？
  - ジェンダーに対応した（gender-responsive）貿易協定を発展させることで、女性の経済的エンパワメントを向上させる（UNCTAD）
  - 貿易による女性への負の影響を排除する（WIDE+）
    - そのために貿易協定に拘束力のあるジェンダー／人権関連条項を入れる
    - 貿易協定を使って新自由主義的な貿易の構造を変革する
- “Feminists transforming Economic Development”

# 貿易協定におけるジェンダー平等への言及

- 欧州議会決議前に女性の権利に言及していたEUの貿易協定は20%。
- 2018年11月に発効していた556の地域貿易協定のうち、明示的にジェンダー問題に言及していたのは74協定のみ。
  - 内容は、ILO条約による仕事に関する基本的原則と権利、ジェンダーに基づく暴力の撤廃など。
- 貿易とジェンダーに関する章を含む貿易協定：
  - カナダーチリ（2019）、チリーアルゼンチン（2019）、チリーウルグアイ（2016）、カナダーイスラエル（2019）など
  - 包摂的経済成長、持続可能な社会経済開発の一部としてのジェンダー平等

UNCTAD, “Making Trade Agreements Work for Gender Equality - Data and Statistics”, Policy Brief No.81, June 2020.

# 欧州議会

- 各加盟国に配分された議席数（全705）の議員を直接普通選挙で選出。
- EU理事会とともに立法権を有する。ただし、法案の発議権は欧州委員会にある。
- EU内部の事項や国際情勢等に関する討議、決議・勧告等も採択する。
- 議員は、合計20の常任委員会のいずれかに所属。
- 本決議採択に関しては、2017年11月「開発」委員会が、「国際貿易」「女性の権利とジェンダー平等」委員会に向けて、両委員会が決議のための動議を提出するよう提案する意見を採択。それに従い、「国際貿易」と「女性の権利とジェンダー平等」による合同委員会として決議案を提出。本会議にて2018年3月13日採択。

# 欧州議会決議 P8\_TA(2018)0066

## 前文 (1) ジェンダーと貿易関連文書

(50パラグラフ)

- パラ14 欧州人権条約 4条(1) 奴隷・隷属状態の禁止  
14条 差別の禁止
- パラ15 女性差別撤廃条約
- パラ16 北京宣言・行動綱領、北京+5、北京+10、北京+15
- パラ17 イスタンブール条約、ベレム・ド・パラ条約（女性に対する暴力）
- パラ23 ILO条約 No.100（同一報酬）、No.111（雇用差別）、  
No.156（家庭責任のある労働者）、  
No.183（妊娠・出産の保護）

## 前文 (2) 背景説明 (35パラグラフ)

- パラB ジェンダー平等を含むグローバルおよびEUの価値を推進する手段としての貿易政策；EUの貿易・投資協定は構造的なジェンダー不平等を反映している。
- パラD EU貿易政策は、ジェンダー平等を含むSDGsの重要な一部。貿易政策は女性の起業機会、雇用へのアクセスを拡大できる。
- パラF 経済発展とジェンダー平等は同時に進展する。
- パラK EU貿易政策と“Trade for All”戦略は有効性、透明性、価値の3つを原則としているが、ジェンダー平等の視点を欠く。ジェンダー平等は経済発展にも不可欠である。

- パラL 女性は、起業家、消費者、労働者、インフォーマル労働者として貿易と貿易協定から影響を受ける。適切な政策で対応するためには、貿易政策によるジェンダー特有の影響を理解することが必要。
- パラQ 透明で包摂的な貿易交渉の必要性。
- パラR ビジネスと人権指導原則は、すべての国を拘束する。
- パラV GVCは、女性たちがフォーマルセクターで働く機会を拡大する一方、より経済的に競争的な製品を生産しようとする場合に、ジェンダー不平等を生じさせる可能性がある。
- パラX ラナプラザ等、女性が多い衣料セクターの事故被害について。



# 決議本文（全46パラグラフ）

## I 貿易におけるジェンダー平等の強化— 一般的検討と目標

- パラ1 EU協定による貿易へのコミットメントが、人権、女性の権利、環境保護に優先するものではない。
- パラ6 ビジネスと人権指導原則を歓迎し、女性の権利を考慮した国内行動計画を策定するよう加盟国および貿易交渉を通じて貿易相手に求める。

## II 貿易におけるジェンダー平等の強化— 分野別検討と目標

- パラ13 一般的利益とサービス：水、社会サービス、社会保障、教育、廃棄物、公共交通、ヘルスケアを貿易交渉に含めないこと。
- パラ15 輸出産業における女性の搾取の禁止、労働条件・生活条件の向上
- パラ16 インフォーマルセクター
- パラ18 農産物輸出と女性小規模農業者

### Ⅲ 貿易におけるジェンダー平等の強化—EUレベルで必要な行動

- パラ22 EU貿易協定には、ジェンダー平等と環境および労働の保護を含む人権尊重を確保するための拘束力があり執行可能な規定が必要である。
- パラ25 (欧州)委員会に対し、極小・中小企業(MSME)が公共調達にアクセスできるよう支援する努力を継続し、女性が所有するMSMEのための具体的な措置をとるよう呼びかける。
- パラ27 委員会と理事会に対し、EU貿易および投資協定にジェンダーのための章を含めることへの促進と支援を呼びかける。
- パラ30 委員会に貿易協定でCEDAWに言及し、同条約をEUが加入または批准するための手続きを進めることを求める。
- パラ31 EUに対し、ILOの中核的労働基準と条約を貿易協定に含めるよう呼びかける。

- パラ33 GSP+（一般関税特惠制度+）の条件にCEDAW条約、ILO条約No.111、No.100が含まれていることを指摘する。
- パラ34 委員会、理事会、加盟国に対し、WTOでの交渉において新たなルールや協定を準備し、既存の協定を実施し、検討する際に、ジェンダー平等に相当の考慮が払われ、WTOの貿易政策検討メカニズムにおいても、そうした考慮が含まれることを確保するよう呼びかける。
- パラ36 委員会に対し、国連のビジネスと人権に関する指導原則とOECDのデューデリジェンス・ガイドラインに従い、CSRとFTAsにおけるデューディリジェンスを強化するよう呼びかける。
- パラ39 委員会と理事会に対し、貿易協定において、公的・民間の両分野における意思決定機関への女性の参加の改善を確実にするためのコミットメントを促進するよう呼びかける。
- パラ42 委員会に対し、女性の起業活動を促進するよう呼びかける。

# WIDE+による政策提言

“Transforming EU Trade Policy to protect Women’s Rights”  
Briefing Paper 2018

1. EU貿易協定は、女性の権利に関する拘束力ある条文を備え、その履行確保・監視のために適切な機関またはメカニズムを示すべき。
2. EUは、企業や投資家の権利に優先して、女性の権利保護を強化するべきである。投資家国家紛争解決制度（ISDS）を停止し、知的財産権を制限すべき。
3. EUは国際レベルで多国籍企業（TNCs）及びその他の企業を規制するためのジェンダーに敏感な拘束力ある人権規制を採択すべきである。

4. EUは、食糧主権の大きな責任の担い手であり、環境災害から甚大な影響を受ける女性を保護するために、貿易協定による農業自由化を停止すべきである。

5. EUは、女性に過大な影響を及ぼすケア負担を増加すべきではない。また、WTOおよび他の貿易交渉において、「すべてのサイズに適合」する（一律の）社会サービスおよび公共財政策の私有化を止めるべきである。

6. EUは、市民社会の透明性のある参加を確保し、貿易交渉および協定のモニタリングに女性の権利に関する団体、グループ、運動を含めるべきである。

7. 持続可能性に関する影響評価には、包括的かつ交差的なジェンダーと人権のレンズを適用すべきである。

# 「ビジネスと人権」から見た決議

- 貿易協定の二面性
  - 条約としての法的拘束力とビジネスとしての貿易活動
- 「指導原則」との関係
  - 決議では一般的な言及のみ。
- 「指導原則のジェンダー側面」 (A/HRC/41/43、2019年5月23日)
  - 「ジェンダー側面」が指導原則12について提案した追加基準の設定 (CEDAW、ILOなど) との共通点。
  - 「ジェンダー側面」が結論で言及した「差別的な権力関係、社会規範、敵対的環境の系統的 (systematic) な変更」= 構造的変革の必要性への言及はない。
  - 「ジェンダー変革的救済」への言及もなし。

# 今後の課題

- 貿易協定におけるジェンダー平等規定と救済？
  - 救済の根拠規定になりうるのか？
- 実際のEU貿易協定におけるジェンダー平等規定の効果？
  - 影響評価の測定可能性：マクロデータ、ミクロデータ（従業員、経営者）、インタビュー調査
- 貿易協定におけるジェンダー平等は構造的変革につながるか？
  - おそらくYES。
  - 「貿易協定の影響は構造的なジェンダー不平等と絡み合っている」
  - 貿易における「女性」の捉え方を広げることが必要。